

厚生労働省発保 0420 第 7 号
令和 3 年 4 月 20 日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

健康保険組合特定健康診査・保健指導費の国庫補助の一部改正について

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 154 条の 2 に基づく国庫補助金の交付については、平成 23 年 3 月 31 日厚生労働省発保 0331 第 1 号厚生労働事務次官通知の別紙「健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされているが、今般、交付要綱の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金交付要綱

(通則)

- 1 健康保険法(大正11年法律第70号)第154条の2の規定に基づく健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、健康保険法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。
労働省

(交付の目的)

- 2 この補助金は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第20条及び第24条の規定に基づき健康保険組合が行う、特定健康診査及び特定保健指導(以下「特定健康診査等」という。)の円滑な実施を支援することにより生活習慣病の予防を推進し、もって国民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。)により健康保険組合が行う特定健康診査等を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次の表の第1欄に定める区分毎に、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額に第4欄の補助率を乗じて得た額と第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1. 区分	2. 基準額	3 対象経費	4. 補助率								
特定健康 診査	<p>次により算定した額の合計額</p> <p>実施方法別の基準単価に、厚生労働大臣の認めた実施人員を乗じた額</p> <table border="1" data-bbox="368 497 943 813"> <thead> <tr> <th data-bbox="368 497 751 607">実施方法</th> <th data-bbox="751 497 943 607">基準単価 (注)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="368 607 751 707">基本的な健診項目のみ実施</td> <td data-bbox="751 607 943 707">1,668 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 707 751 813">基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施</td> <td data-bbox="751 707 943 813">1,755 円</td> </tr> </tbody> </table>	実施方法	基準単価 (注)	基本的な健診項目のみ実施	1,668 円	基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施	1,755 円	<p>特定健康診査の実施に必要な諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、賃金、保険料、雑役務費、委託料、共同事務費（負担金）</p>	1 / 3		
実施方法	基準単価 (注)										
基本的な健診項目のみ実施	1,668 円										
基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施	1,755 円										
特定保健 指導	<p>次により算定した額の合計額</p> <p>次に定める実施方法別に、基準単価を厚生労働大臣が認めた実施人員に乗じた額。</p> <table border="1" data-bbox="368 1529 943 1962"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="368 1529 791 1639">実施方法</th> <th data-bbox="791 1529 943 1639">基準単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="368 1639 491 1962" rowspan="2">(実施基準第7条第1項) 動機付け支援</td> <td data-bbox="491 1639 791 1827">当該年度内に初回面接から実績(3ヶ月以上経過後)評価まで全て実施する場合</td> <td data-bbox="791 1639 943 1827">1,970 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1827 791 1962">初回面接の終了まで(初回面接)</td> <td data-bbox="791 1827 943 1962">1,580 円</td> </tr> </tbody> </table>	実施方法		基準単価	(実施基準第7条第1項) 動機付け支援	当該年度内に初回面接から実績(3ヶ月以上経過後)評価まで全て実施する場合	1,970 円	初回面接の終了まで(初回面接)	1,580 円	<p>特定保健指導の実施に必要な諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、賃金、保険料、雑役務費、委託料、備品購入費、共同事務費（負担金）</p>	
実施方法		基準単価									
(実施基準第7条第1項) 動機付け支援	当該年度内に初回面接から実績(3ヶ月以上経過後)評価まで全て実施する場合	1,970 円									
	初回面接の終了まで(初回面接)	1,580 円									

		初回面接終了後から実績評価の終了まで(実績評価)	390 円		
	(実施基準第 8 条第 1 項) 積極的支援	当該年度内に初回面接から実績(3ヶ月以上経過後)評価まで全て実施する場合	5,860 円		
		初回面接の終了まで(初回面接)	2,340 円		
		継続的支援の開始から実績評価の終了まで(実績評価)	3,510 円		
<p>※ 65 歳以上の対象者については、積極的支援に該当した場合でも、動機付け支援を実施する。</p> <p>※ 動機付け支援には、積極的支援対象者のうち「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法」(平成 25 年厚生労働省告示第 91 号) 第 2 の 1 (2) アに定めるところにより、動機付け支援相当(初回面接と実績評価の間の必要に応じた支援が 180 ポイント未満の場合)の支援を行った者を含む。</p>					

(注) 基準単価は、実施にあたって必要な経費から自己負担（3割）を除いた額をもとに設定している。

(補助金の概算払)

5 国は、原則として支払うべき額を確定した後、補助事業者が提出する精算払請求書に基づいて支払を行う。この場合において、国は補助事業者から適法な精算払請求書を受領してから速やかにこれをしなければならない。

ただし、補助事業者が概算払による支払を要望する場合は、国は補助事業者の資力、補助事業の内容及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認めた場合には、これを財務大臣に協議し、承認が得られた場合には概算払をすることができる。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後

においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙様式第3により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月末日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (9) 4の表の第1欄に掲げる区分の間で事業に要する経費の配分の変更をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(申請手続)

- 7 この補助金の交付の申請は、別紙様式第1による申請書に関係書類を添えて、毎年度6月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付

申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い毎年度12月28日までに行うものとする。

なお、当初申請時の提出書類と内容に変更がないものについては、提出を省略することができるものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 厚生労働大臣は7又は8による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(実績報告)

10 この補助金の事業実績報告は、別紙様式第2による事業実績報告書に關係書類を添えて、翌年度6月末日までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

12 特別の事情により4、7、8及び10に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。